

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2013年度
第 18号

2013年11月20日
文責 馬場 隆

第 4 回確定交渉 (11/19)

賃金カットの来年4月以降の延長はないと明言 55歳での昇給停止の来年度導入阻止 継続交渉へ

高教組は 11 月 19 日、確定交渉の最後の交渉となる第 4 回交渉を行いました。交渉には、本部執行部 6 人と柄本大村支部長、池田佐世保支部書記長が参加し、県教委からは松尾教職員課長、荒木人事管理監、他 5 人が参加しました。

交渉の中で県教委は、「これまでの議論を踏まえて検討した結果」として、55 歳での昇給停止の提案について、来年 4 月からの実施を見送って継続交渉とすることなど 5 点についての回答を行いました。また、7 月から強行されている賃金カットについては、国が国家公務員の賃金カットを本年度で終了することを決定し、地方に対して新たな賃金カットの要請はしないという通知が出されたことを受けて、「我々としても延長することは考えていない」と明言しました。

PTA 役員としての学校行事参加を 特別休暇として認める方針を示す

高教組は、子どもの学校行事に参加するための休暇を新設することを求めています。このことについて、今回の交渉で県教委は、「休暇の新設は、現在の公務員をめぐる情勢の中では難しいが、強い要望があったので何らかの形で応えられないか検討した結果」として、次のように回答しました。それは、PTA 役員としての学校行事参加を、自治会役員としての地域活動参加と合わせて、「地域貢献」と位置づけ、ボランティア休暇の対象として認めることができるように人事委員会と調整するというものです。対象とする役員や行事の範囲については、これから具体化すると回答したので、高教組は、各種委員会活動なども含めて、できるだけ多くの活動を対象とすることを求めました。

スクールソーシャルワーカーの県立学校 への配置に向けて「予算確保に努める」

高教組は、定通部交渉や第 3 回確定交渉で、スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置を求めていましたが、このことについて県教委は、これまでの「スクールカウンセラー派遣事業を活用してほしい」という対応から一步踏み込んで、「H26 年度の配置に向け、予算の確保に努めたい」と回答しました。

また、県教委は、休暇制度の改善として、ペイチェット病やパーキンソン病など国が定める 56 の難病(特定疾患)を、病休が年間 180 日までとれる「特定疾患」の中に加えること、非常勤講師や事務現業嘱託職員などの非常勤職員の有給休暇にインフルエンザでの病休(1 日)を加えること(※)を合わせて回答しました。

※現行では、無給の病気休暇のみ

現業賃金交渉でも 昇給停止提案の先送りなどを回答

同じ 19 日に、第 4 回確定交渉に先立って、現業職の第 2 回賃金交渉が行われました。県教委はここでも、他職と同様に、55 歳昇給停止問題については継続協議とすること、及び、休暇制度の改善を行うことを回答しました。

11月1日から始まった今年の確定交渉では、2131人分の重点要求署名や359人から寄せられたアンケートを背景に交渉しました。こうした現場からの声が、55歳昇給停止の来年度導入を阻止し、休暇等での一定の前進を引き出す力になりました。

ご協力いただいた皆さんに感謝するとともに、高教組未加入の皆さんの組合加入を呼びかけます。